

平成 18 年 6 月 2 日

各 位

会 社 名 大 豊 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 高 橋 清 八
コ ー ド 番 号 6470 (東 証 ・ 名 証 第 一 部)
問 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 村 木 武
電 話 番 号 (0565) 28-2225 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年4月28日開催の取締役会において、平成18年6月21日開催予定の当社第100回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更についての承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第17条(取締役会)、第27条(監査役および監査役会)、第36条(会計監査人)を新設するものであります。
- (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第370条の規定に従い、機動的かつスピーディーな経営を行うことができるよう、第23条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。
- (4) 会社法第426条第1項の規定に従い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第26条(取締役の責任免除)、第35条第1項(監査役の責任免除)を新設するものであります。
- (5) 会社法第427条第1項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう、第35条第2項(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。
- (6) 会社法施行規則第94条第1項、第133条第3項、会社計算規則第161条第4項、第162条第4項に従い、第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
- (7) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (8) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (9) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月21日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成18年6月21日(水曜日)

以 上

<新旧対照表>

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (省略)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、4,840万株とする。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元の数式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、4,840万株とする。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。</p> <p>第8条第2項に移項</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2 当社は、<u>前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当会社が<u>株券の種類および株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き</u>ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要あるときは、<u>取締役会の決議により</u>、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第12条 (省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社が<u>発行する株券の種類および株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する手続き</u>ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 本定款に定めのある場合のほか、必要ある場合は、<u>取締役会の決議によって</u>、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 (省略)</p> <p>2 株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 (省略)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 (省略) (取締役の任期) 第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第18条 <u>代表取締役は取締役会の決議により選任する。</u> 2 取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができる。 (取締役会の招集通知) 第19条 (省略) (新設)</p> <p>(取締役会規則) 第20条 (省略) (取締役の報酬および退職慰労金) 第21条 取締役の報酬および退職慰労金は株主総会の決議により定める。 (新設)</p>	<p>3 (現行どおり) (取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時</u>までとする。 (代表取締役および役付取締役) 第21条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u> 2 取締役会の決議によって取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集通知) 第22条 (現行どおり) (取締役会の決議の省略) 第23条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会規則) 第24条 (現行どおり) (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第26条 <u>当社は、会社法第423条第1項の取締役の損害賠償責任について、その取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、会社法第425条1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (新設)</p> <p>(監査役の員数) 第22条 (省略) (監査役の選任方法) 第23条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第24条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第25条 監査役の互選により常勤監査役を置く。</p> <p>第26条～第27条 (省略) (監査役の報酬および退職慰労金) 第28条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置) 第27条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第28条 (現行どおり) (監査役の選任方法) 第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第31条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>第32条～第33条 (現行どおり) (監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、会社法第423条第1項の監査役の損害賠償責任について、その監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、会社法第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第29条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(株主配当金)</p> <p>第30条 当社の株主配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し支払う。</p>	<p>2 当社は、<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金120万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第36条 当社は<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任)</p> <p>第37条 会計監査人は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期)</p> <p>第38条 会計監査人の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第41条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当金) 第31条 当社は、取締役会の決議に基づき、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条の5に定める金銭の分配</u>（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第32条 <u>株主</u>配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払の<u>株主</u>配当金および中間配当金には、利息を付さない。</p>	<p>(中間配当金) 第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当</u>（以下「中間配当金」という）をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間) 第43条 <u>期末</u>配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払義務を免れる。 2 未払の<u>期末</u>配当金および中間配当金には、利息を付さない。</p>

以上